

平成23年度持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業
支援活動実証事業公募要領

平成23年4月
環境省 総合環境政策局 環境経済課 民間活動支援室

持続可能な社会を実現するためには、地域の自然エネルギーや未利用資源の活用・保全を通じて地域社会を活性化し、地域の社会変革をもたらす事業活動を担う事業型の環境NPOや社会的企業^(注1)の活躍が必要不可欠です。

そこで、環境省は、地域資源を活用して、環境保全を図りながら地域社会の活性化に資する活動を展開するため、事業型の環境NPO又は社会的企業の立ち上げを行う実証事業(事業計画の策定を行うモデル事業。以下「実証事業」という。)を募集します。

応募に当たっては、本公募要領によるものとします。

また、応募に当たっては、

「平成22年3月環境省 事業型環境NPO・社会的企業になるためのポイント集」

(<http://www.geoc.jp/partnership/commu/socialbiz/point.pdf>)

「地球環境パートナーシッププラザ(GEOC) 事業型環境NPO・社会的企業 取り組み事例集」

(<http://www.geoc.jp/partnership/commu/socialbiz/cases.html>)

を御参照いただければ幸いです。

^(注1) ここで言う「事業型環境NPO・社会的企業」とは、環境課題の解決をミッションに掲げ、収益を上げる一手段としてビジネスを選び、ソーシャルビジネスを展開するNPO等を指す。

目次

1. 事業実施の背景及び目的
2. 事業の概要及び応募要件等
3. 公募から事業の採択までの流れ
4. 事業全体の支援体制、スケジュールについて
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び提出方法
7. 公募に関する Q&A 等

[添付資料]

- ・平成23年度 持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業支援活動実証事業（申請書）
- ・平成23年度 持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業支援活動実証事業（応募様式）
- ・（参考）事業計画書の記載項目の目安

1. 事業実施の背景及び目的

持続可能な社会を実現するためには、地域の自然エネルギーや未利用資源の活用・保全を通じて地域社会を活性化し、地域の社会変革をもたらす事業活動を担う事業型の環境NPOや社会的企業の活躍が必要不可欠である。

しかし、多くの環境NPOは公的資金等に依存し、自立した事業活動を行っているものは非常に少なく、事業型の環境NPOや社会的企業であっても、ビジネスの知見や事業展開に必要なネットワークを備えていない状況にある。

したがって、環境NPO等の活動を促進していくためには、公的資金のみに依存しない資金調達手法及び経営ノウハウを習得することが求められている。また、事業活動として経営が成り立つ形にしていくための地域資源の発掘・収集、商品・サービスを提供する際の流通、情報発信等に当たって、自治体、地域の事業者、他のNPO団体、金融機関等と連携していくことが必要不可欠となる。

このように、環境NPO等を事業型環境NPO又は社会的企業として発展させていくため、地域の関係主体と連携するとともに、地球環境パートナーシッププラザ（以下「GEOC」という。）及び地方環境パートナーシップオフィス（以下「地方EPO」という。）^(注2)に設置する「支援事務局」の支援を受けながら、全国に普及しうるビジネスモデルを創出するため、以下のとおり実証事業を募集する。

2. 事業の概要及び応募要件等

事業の対象事業は、事業型環境NPO又は社会的企業の立ち上げを行うことを予定している環境関係の民間団体等が、地方環境事務所と契約を締結し、地域資源を活用した持続可能な社会づくりを目的として、企業、自治体、金融機関、支援組織等と連携しながら取り組むモデル的な事業で、そのための事業計画の策定が対象となる（事業計画の内容については、「（参考）事業計画書の記載項目の目安」を参照）。なお、計画策定等に当たっては「支援事務局」の支援、助言等を受けながら事業を進める。

（1）本事業の概要

①応募団体等の形態

ア 環境関係の活動を行っている非営利^(注3)の民間団体又は環境関係の活動を行う社会的企業の立ち上げを目指す団体で法人格を有する者（応募団体が請負契約の契約先となるため法人格が

^(注2) 地球環境パートナーシッププラザ、地方環境パートナーシップオフィスとは、環境省が環境NPO等と連携して運営する環境パートナーシップ推進拠点である。

^(注3) 「非営利」とは、一般的には収益を団体の構成員に分配せず、主たる事業活動にあてることを意味し、収益を上げることを制限するものではないが、本事業では、物やサービスの販売等を通じた経済利益の獲得のみを主目的とせず、その収益を主たる事業活動に充てるほか、地域の環境保全やコミュニティの向上等の社会の公益に資することも目的とすることを想定している。

必要となる)。

イ 地域で環境保全に係る事業を行う小規模企業で、株式会社等の法人格を有する者。

②事業実施の地域等

ア 支援事務局及び地方環境事務所との連携

事業の実施に当たっては、GEOCに「全国支援事務局」、地方EPOに「地域支援事務局」をそれぞれ置き、事業を行う地域を所管する各地方環境事務所と連携して採択された事業に取り組むこととする。

平成23年度の本事業に関わる支援事務局及び地方環境事務所は以下のとおり。

- ・全国支援事務局（担当：GEOC）
- ・地域支援事務局及び地方環境事務所
 - 北海道地域（担当：EPO北海道、北海道地方環境事務所）
（北海道）
 - 中部地域（担当：EPO中部、中部地方環境事務所）
（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）
 - 近畿地域（担当：きんき環境館、近畿地方環境事務所）
（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

イ 事業を行う地域

事業の地域は、上記アの北海道、中部又は近畿のいずれかの地域を主たる活動エリアとして含むこととする。

なお、複数の地域にまたがって事業展開を行うことを想定している事業も対象とする。

平成23年度は、各地域 2事業、計6事業の実証事業の採択を予定している。

③対象となる事業の例

地域の資源（人、物、金）等を活用して、地域の環境保全に資する自立可能な事業活動を立ち上げるもので、以下のような事業を想定している。

ただし、それ以外の事業の応募を妨げるものではない。

- (ア) 企業とNPO、NGOとの連携により、お互いのリソースを活用しながら経済活動を行うもの。
- (イ) 地域の未利用資源、地産地消の資源、廃棄物・自然エネルギー等を活用して、製品等を加工・生産し販売提供するもの、又はサービスを提供するもの。
- (ウ) 環境保全に配慮した新しい流通経路を開拓し、商品・サービスと顧客を結びつけながら事業を展開するもの。
- (エ) 寄付金やポイント付き商品・サービスなどを提供し、環境保全や他の社会課題の解決にもアプローチするもの。

* その他事業型環境NPOの事業に関しては、「平成22年3月環境省 事業型環境NPO・社会的企業になるためのポイント集」参照。

④事業の内容

環境NPOが、一定の経済活動を行い、経済的に自立することが可能になる事業型環境NPOや社会的企業のビジネスモデルであって、他の地域でも普及しうるものの事業計画の策定(当該事業計画には、支援ツール・手法等を活用した地域の資源、地域ニーズ等の把握・分析、当該ビジネスモデルのフィージビリティの裏付け調査結果等を含む。「(参考)事業計画書の記載項目の目安」を参照)。事業計画の策定は、「支援事務局」の支援を受けながら、地域の関係者と連携関係を構築しつつ行う。

⑤ 事業の条件

- ・事業終了後、策定した計画を用いて事業主体が事業化を図るよう努めること。
- ・策定した計画の内容を広く一般に公表、普及することに関し、協力すること。

⑥ 実施期間

原則として、平成23年度の単年度（ただし、契約締結の日から各地方環境事務所が定める平成24年3月31日までの日の期間）とする。

(2) 本事業への請負額

事業計画策定経費として、1事業当たり：250万円を上限とする。

（対象経費は、5.（8）を参照）

(3) 事業の関係者の役割分担

事業の関係者は、それぞれ以下の役割を担う。

◇採択団体：関係者の助言等の下で、実証事業を実施する。

◇企画審査会：専門家から構成され、実証事業について、専門的立場から審査を行い、採択候補団体を選考する。

◇アドバイザー委員会：専門家から構成され、実証事業の進捗状況を点検し、必要に応じ助言等を行う。

◇地方環境事務所：実証事業の契約主体として、当該地域ブロック内の実証事業について責任を有することから、企画審査会の選考を基に採択団体の決定や進捗状況の監督等を行う。

◇地方EPO：地域支援事務局として、当該地域ブロック内の実証事業について、NPOの経営ノウハウ育成を支援することのできる者・団体の紹介やネットワークの構築等を含む必要なサポートを行う。

◇GEOC：全国支援事務局として地域支援事務局（地方EPO）へのサポートを行うとの観点から、民間活動支援室やアドバイザー委員と密接に連携しつつ、必要に応じ現地訪問、助言等を行う。

◇環境省民間活動支援室：事業の方針の決定や進捗状況の監督等を行う。

(4) 事業報告書の提出及び著作権等の取扱い

契約団体等は、事業計画及び策定経緯、今後の事業計画の実施計画等を取りまとめた報告書を作成し、成果物として履行期限までに各地方環境事務所へ提出すること。

成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、環境省が保有するものとする。他方、契約団体自身が、成果物の内容を活用して事業活動を行うことを妨げるものではない。

ただし、その事業活動の結果、事業関係者に対して何らかの損害等が発生した場合においては、活用を差し止めることがある。

3. 公募から事業の採択までの流れ

(1) スケジュールについて

今年度の公募から本事業の採択までのスケジュールは、以下のとおりである。

- ・本要領による公募（4月25日（月）～5月24日（火））
- ・1次審査（書類・面接審査等）：地方環境事務所、地方EPO（5月下旬～6月上旬）
- ・2次審査：企画審査会による審査（6月下旬）
- ・採択事業の決定：各地方環境事務所において採択事業を決定（7月上旬頃）

(2) 審査について

①採択事業の選定及び決定方法

選定に当たっては、各地方環境事務所及び地方EPOにおいて1次審査（書類・面接審査、必要に応じて訪問調査）を行い、同審査を通過した事業について、企画審査会で2次審査を行う。

採択事業の決定は、2次審査の結果を踏まえて、各地方環境事務所において行う。

②選定基準

(ア) 企画提案内容

- ・ ビジネスモデルの新規性

これまでにない新しいビジネスモデルを提案するものか。

- ・ ビジネスモデルの採算性、自立発展可能性、課題解決可能性

提案されたビジネスモデルは、採算性の確保が十分見込めるものであり、自立した事業の立ち上げと発展可能性があるか、また、環境課題の解決につながるか（例：廃食油のリサイクル事業、環境配慮型製品（食品、繊維製品等）の開発・販売）。

- ・ ビジネスモデルの他地域や団体等への普及可能性

提案されたビジネスモデルが、他の地域や環境団体にも参考になり、普及可能性が期待できるものであるか。策定した計画の内容を広く一般に公表できるものであるか。

- ・ ビジネスモデルとしての事業化の可能性

本事業終了後、策定した事業計画を用いて本事業の事業主体が事業化できるものであるか。

- ・ 団体の自立志向性

事業型NPOの場合、主に自主財源により活動を行う自立型となることを目指すものであるか。

(イ) 団体の事業遂行能力等

上記（ア）企画提案内容だけでなく、応募団体の事業遂行能力、財務能力、事業への理解度、実施体制（責任体制、連絡体制、プロジェクトチームの構成など）、団体内の意思統一、ステークホルダー・地元との合意形成状況、SWOT分析の内容等をみて総合的に判断する。

③事業の内容等の変更

採択に当たっては、評価結果等を考慮し、事業の内容、事業費や実施体制等の変更を依頼する場合があります。

4. 本事業全体の支援体制、スケジュールについて

実証事業は、前述のとおり全国支援事務局となるGEOC及び地域支援事務局となる地方EPOと連携、協働しながら進めていく。

具体的には、「全国支援事務局」において、本事業を円滑に進めていくためのアドバイザリー委員会を設置して助言を求めるとともに、必要に応じてソーシャルビジネスやコミュニティビジネス分野の専門家による助言を受ける。

アドバイザリー委員会、専門家及び全国・地域支援事務局は、実証事業が円滑に進められるよう連携して支援を行う。

【本事業のスケジュール（予定）】

平成23年	4月25日	公募開始
	5月上～中旬	公募説明会(各地方環境事務所又は地方EPO)
	7月上旬頃	採択決定、プレス発表
	7月下旬頃	第1回連絡会（キックオフ、場所：東京都）
	11月	事業計画書仮締め切り、第2回連絡会（事業計画検討会、場所：東京都）
平成24年	2月	第3回連絡会（事業計画発表会、場所：東京都）
	3月	事業報告書検収

※地域支援事務局は、採択団体、地方環境事務所と必要に応じて各地域にて連絡会を開催する。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 他の委託・請負事業又は補助事業との重複等について

他の委託・請負事業、補助事業又は基金等の行政からの支援を受けているものと類似した応募内容とならないよう留意すること。また、他の委託・請負事業又は補助事業に同時に応募して、重複して事業を請け負うことは出来ない。

(2) 虚偽の記載について

応募書類に事実と反する虚偽の内容が記載されていた場合には、応募は無効とする。

(3) 事業の趣旨について

本事業は、環境NPO等が公的資金等に過度に依存しないように、資金調達や経営ノウハウを習得するという趣旨の下に、実証事業として団体に委託することにより実施するものである。したがって、事業計画策定に係る費用支出は、各団体に対する補助金や助成金の性格を有するものではないことに留意すること。各団体が成果物として作成する事業計画書が適切に作られない場合には、採択の取り消しをする場合がある。

(4) 自主財源の獲得目標

事業は、環境NPO等が公的資金のみに依存しない自主財源の獲得をひとつの目標としていることから、事業計画書において応募団体の現在の収入源（寄付金、会費、自主事業等）の構成比等を踏まえて、事業計画による自主財源の獲得目標値や収入源構成比の改善目標値を盛り込むこととする。応募に当たっても、それらの目標値を明らかにすることとする。なお、現在の自主事業収入については行政の委託事業によるものは除く。

(5) 環境保全面の目標

事業の主たる成果物である事業計画書には、環境保全面で達成すべき数値目標を定めるとともに、その目標達成のために必要な資金を獲得するための事業計画について、収支計画を含めて策定することが必要である。応募に当たっても、環境保全面の目標値を明らかにすることとする。

(6) フィージビリティ調査について

事業においては、事業計画の事業化の可能性をモデル実証するために、ニーズ調査、アンケート調査、試行販売などの当該ビジネスモデルのフィージビリティの裏付け調査を行うことが必要である。調査結果については、事業計画書に必ず盛り込むこととする。

(7) コンサルタントとの契約について

採択事業について助言を行う中小企業診断士等のコンサルタントが必要な場合は、地域支援事務局が関係者と連携して選定する。コンサルタントとの契約は、地域支援事務局が行う。

(8) 事業計画策定支援対象経費として計上できる経費項目について

経費の積算に当たっては、下表を参照のこと。

<請負事業の経費の区分>

直接経費	人件費	実証事業に直接従事した者の人件費
	謝金	事業計画策定協力者に支払う謝金 相当な期間を継続的に雇用する場合は対象外
	旅費	事業実施に必要となる旅費 (東京における連絡会の参加に必要な旅費)
	消耗品費	事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、消耗部品、雑誌、コンピュータソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象

印刷製本費	文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費 報告書にあっては、華美な装丁は不要
通信運搬費	切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費 通常事務のため契約しているインターネットの接続経費等は対象外
借料及び損料	会場借料等
会議費	会議時等の委員等の弁当代で、1人1日当たり、1,000円を目安とする 会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上すること
賃金	事業計画策定に必要となるアルバイトの賃金
雑役務費	タイプ料、翻訳料、文書浄書料等
その他経費	その他事業を行うために必要な経費で、環境大臣が承認した経費
一般管理費	請負団体が事業実施のため事務局を運営するための経費（15%以内）
消費税	事業実施の際発生する経費毎の消費税の合計

<直接経費のうち対象とならない経費の例>

- ・退職金、ボーナスその他の各種手当
- ・机、椅子、複写機等、請負対象者である団体で通常備えるべき設備品を購入するための経費
- ・請負期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他、事業の実施に関連性のない諸経費

<その他留意事項>

- ・会計法、予算決算及び会計令等の関係法令を遵守すること。

(9) 連絡会について

第1～3回の連絡会には、原則として団体の責任者及び本事業の責任者が参加のこと。旅費は、採択団体が負担（請負額から支出）する。

6. 応募書類及び提出方法

(1) 応募書類の書式（応募様式）について

応募書類①、②は、必ず所定の様式により作成すること。

必要な場合、追加で資料の提出を依頼することがある。ただし、提出された資料は応募書類を含めて返還しない。

- ① 「平成23年度持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業支援活動実証事業（申請書）」
- ② 「平成23年度持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業支援活動実証事業（応募様式）」
- ③ 事業の事業主体、ビジネス活動の内容、対象地域、想定する連携主体等とその関連性など、本事業の内容を整理した図（概要資料でA4サイズ1枚にまとめたもの）。

(2) 応募書類の提出方法等について

①提出方法

(ア) 電子メールで送信する場合

i 及び ii により、電子メールで提出する場合であっても書面を提出すること。

i. 応募書類のすべてを、書面で1部ずつ2箇所に次の要領により送付する。

◎送付先：

- ・環境パートナーシップオフィス

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 B2 階
TEL:03-3406-5180 FAX:03-3406-5064

及び

・事業を行う地域を所管する各地方環境事務所

北海道地域：〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 3 階

北海道地方環境事務所 TEL:011-299-1952 FAX:011-736-1234

中部地域：〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-2

中部地方環境事務所 TEL:052-955-2134 FAX:052-951-8889

近畿地域：〒540-6591 大阪市中央区大手前 1-7-31 OMMビル 8 階

近畿地方環境事務所 TEL:06-4792-0703 FAX:06-4790-2800

◎あて先は「環境省事業型環境NPO等実証事業担当行」とする。

◎封筒の表に、赤字で「事業型環境NPO・社会的企業実証事業応募書類在中」と記すこと。

ii. i に加え、上記応募書類の②を電子メールの添付ファイルとして、次の要領で送信する(計2箇所)。

◎電子メールの送信先アドレス：

・環境パートナーシップオフィス：EPO@env.go.jp

及び

・事業を行う地域を所管する各地方環境事務所

北海道地域：北海道地方環境事務所 REO-HOKKAIDO@env.go.jp

中部地域：中部地方環境事務所 REO-CHUBU@env.go.jp

近畿地域：近畿地方環境事務所 REO-KINKI@env.go.jp

◎メール件名と添付ファイル名は次のとおりとする。

・メール件名：「事業型環境NPO・社会的企業実証事業応募」

・添付ファイル名：請負対象者である民間団体の名称とする。(例)霞ヶ関団体.doc

◎添付ファイルの作成・保存・送信に関する留意事項

・使用するフォントについては、一般に用いるものを使用すること。

・添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくすること。特に図表等を挿入する場合は、十分注意すること。

・添付ファイルは 1 メール当たり 2 メガバイトまでとし、これを超えるときは分割して送信し、全体のメール数と何分割目かを件名に明記すること。(例) (応募書類 1/4) 等

・添付ファイルにマクロ等の機能を付与しないこと。使用した場合は速やかに破棄・削除することとし応募は無効とする。

・添付ファイルは、Microsoft 社 WindowsXP SP2 上で表示可能なものとし、当省の Windows マシンで表示出来ない状態で送付された場合は受理しない。

・電子ファイルを作成するアプリケーションソフト及び保存形式等は、以下によること。

*Microsoft Office Word 2003 以上 2007 以下

*Microsoft Office Excel 2003 以上 2007 以下

*Microsoft Office power Point 2003 以上 2007 以下

*PDF ファイル形式 (Adobe Acrobat 7.0 Elements)

*GIF ファイル形式

*JPEG ファイル形式

なお、応募書類の枚数や参考資料等の添付に制限はないが(ただし、応募様式は 8 頁程度までとする)、ポイントを押さえた明快な内容とすること。

◎受領の確認

当省で受領を確認した場合、そのメールアドレスに受領した旨を返信する。当省へ送信後、数日経過しても返信がない場合は、電話で照会すること。

(イ) 電子メールを使用しない場合

電子メールを送信することができない環境の場合は、応募書類の電子ファイル一式を保存した CD-ROM1 枚と書面 1 部を 2 箇所にて下記の要領により送付する。

◎送付先：

- ・環境パートナーシップオフィス
〒100-8975 東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 B2 階
TEL:03-3406-5180 FAX: 03-3406-5064

及び

- ・事業を行う地域を所管する各地方環境事務所
北海道地域：〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 3 階
北海道地方環境事務所
TEL:011-299-1952 FAX:011-736-1234
中部地域：〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-2 中部地方環境事務所
TEL:052-955-2134 FAX:052-951-8889
近畿地域：〒540-6591 大阪市中央区大手前 1-7-31 OMMビル 8 階 近畿地方環境事務所
TEL:06-4792-0703 FAX:06-4790-2800

◎あて先は「環境省 事業型環境 NPO 等実証事業担当行」とする。

◎封筒の表に、赤字で「事業型環境 NPO・社会的企業実証事業応募書類在中」と記すこと。

◎電子ファイルの名前、形式等、ファイル作成上の注意は、上記アの場合と同じ。

◎受領の確認

申請書に記された担当者あてに、受領した旨を電話する。当省へ送付後、1 週間程度経過しても受領確認の電話がない場合は、電話で照会すること。

②提出に当たってのその他留意事項

提出いただいた応募書類及びファイル等は返還しません。

③応募書類の受付期間について

平成 23 年 4 月 25 日（月）～5 月 24 日（火）17 時 必着

受付期間後に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募事業として受け付けません。

7. 公募に関する Q&A 等

(1) Q: 本事業の応募資格を有する非営利の民間団体とは具体的にはどのようなものを指していますか？

A: 特定非営利活動法人、一般社団、財団等を想定しています。

(2) Q: 株式会社などの営利企業は本事業に応募することは可能でしょうか？

A: 環境保全に係る事業を行う地域の企業で、NPO の規模と同程度の小規模な企業であれば、営利企業であっても対象とします。

(3) Q: 対象となる事業が行われる場所について、主たる活動エリアとは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。

A: 対象事業の実施者が、主たる事業活動を行う場所を想定しています。例えば、地域の未利用資源等を活用して製品にするビジネスの場合は、その製品に加工する場所になります。

(4) Q: 事業の内容として、すでに実施している活動は対象になるのでしょうか？

A：現在当該活動が、ボランティアベース（人件費等の実費の持ち出し）又は行政等からの助成金でまかなわれているものであるが、行政等からの助成金を受けずに、当該活動から収益を上げ、人件費等の実費の採算性がとれるなど経済的な自立を図る事業として発展させることが前提の場合には対象になります。

このほか、公募全般に対するお問い合わせは、下記あて電子メールにてお願いします。なお、他の応募事業の提出メールとの区別を容易にするため、電子メールの件名（題名）は「事業型環境NPO・社会的企業事業公募問い合わせ」としていただきますようお願いします。

<担当>

電子メールアドレス：EPO@env.go.jp

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
環境省 総合環境政策局 環境経済課 民間活動支援室 香具
TEL 代表 03-3581-3351（内線 6267） FAX 03-3580-9568

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 B2 階
環境省環境パートナーシップオフィス 小口
TEL 03-3406-5180 FAX 03-3406-5064